

学校と地域の融合教育研究会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は、学校と地域の融合教育研究会と称す。
- 第2条 この会の事務局を、会長が定めるところに置く。
- 第3条 この会は、学校と地域が連携・融合しあって行う教育・学習の理論と実践について研究し、学校や社会で行われる教育・学習の充実を踏まえた生涯学習の進展と、学校を活かしたコミュニティの発展に資することを目的とする。
- 第4条 この会は、上記の目的に賛同する者で構成し、すべての会員は別に定める会費の納入の上で、平等の権利と義務を有する。

第2章 方針と活動

- 第5条 本会は、すべての会員の立場を尊重し合い、互いに干渉することなく目的達成のために協力する。
- 第6条 目的を同じくする他の諸団体や機関と協力して活動する。
- 第7条 特定の政党や宗派に偏らず、いかなる団体や機関の支配や干渉を受けない。

第3章 活 動

- 第8条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1)調査研究等のための活動
- 学社融合やまちづくりに関する調査・研究
 - 学社融合やまちづくりを推進する機関・団体等への助言・支援
 - 関係機関等への提言
- (2)研修等のための活動
- 融合全国フォーラムの開催
 - 支部などによる地域フォーラムの開催
 - 研究セミナー等の開催
- (3)情報集積・発信・交流のための活動
- 研究情報誌の発行
 - 会報の発行
 - インターネットを活用した情報発信・情報交流
- (4)会運営のための活動
- 総会の開催
 - 役員会の開催
 - 事務局会議の開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

第4章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 4名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |

- 4．相談役 若干名
- 5．監事 2名
- 6．専門委員長 委員会数
- 7．支部長 支部数

第10条 役員の選出は、次のとおりに行う。

- 1．会長、副会長、事務局長、相談役、監事の選出は、総会において行う。
- 2．専門委員長の選出は、専門委員会で行う。支部長の選出は、支部で行う。なお、専門委員長、支部長については、選出後の総会で報告するものとする。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- 1．会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2．副会長は、会長を補佐するとともに会長事故あるときは代行する。
- 3．事務局長は、会長の指示のもと、会計、庶務、広報等の会務の連絡調整を掌り、会の円滑な運営にあたる。
- 4．相談役は、会長の求めに応じ、本会に大所高所から意見を述べる。
- 5．監事は、会務および経理を監査する。
- 6．専門委員長は、担当課題に対する活動を総括する。
- 7．支部長は、支部を代表し、支部の活動を総括する。

第12条 役員の任期は、次の通りとする。

- 1．会長、副会長、事務局長、監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2．相談役については、会員である限り終身とする。
- 3．専門委員長、支部長の任期は、それぞれの専門委員会や支部において協議して決定する。

第5章 組織等

第13条 次の会議を置く。

1．総会

- (1) 原則として毎年1回開催し、会務の報告・役員の選任・規約の改正・その他重要な事項を審議する。
- (2) 会長が招集し全会員で構成され、本会の最高議決機関となる。
- (3) 会員の5分の1をもって成立する（委任状を含む）。
- (4) 議決は出席者の過半数による。但し、可否同数の場合は議長の決定による。
- (5) 次のいずれかの要請により、臨時総会を開催できる。

役員会で必要と認めたとき

会員の10分の1以上が必要と認めたとき

2．役員会

- (1) 必要に応じて会長が召集し、会務の企画・運営に関する重要な事項を審議する。
- (2) 役員会は、会長、副会長、事務局長、専門委員長、支部長で構成する。

3．事務局会議

- (1) 必要に応じ事務局長が召集し、会務の企画・運営に関する連絡調整を図り、原案作成を行う。
- (2) 事務局会議は、事務局員で構成する。

第14条 事務局については次の通りとする。

1. 事務局は、本会の庶務、会計、広報等を担当する。
2. 事務局は、事務局長と事務局員で構成する。
3. 事務局員は、事務局長の推薦に基づき、必要に応じ、会長が委嘱する。

第15条 調査・研究等を担当する専門委員会を置く。

1. 会長は、必要に応じ、専門委員会を設置することができる。
2. 専門委員会は、参加を希望する会員で構成する。
3. 専門委員会に委員長を置く。
4. 専門委員会は、本会が全国組織であることに配慮した運営を行う。

第16条 地域ごとに支部を置く。

1. 支部は、地域ごとに会員有志が、任意に組織する。
2. 支部活動は、本会則第2章、第3章の定めに則り活動する
3. 支部に、支部長を置く。
4. 支部の規則、組織構成は、支部会員の総意に基づき、支部ごとに決める。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は、会費およびその他の収入による。

第18条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 予算・決算については、総会において審議し、承認を得なければならない。

第20条 本会の各種の活動に個人的に要する経費は、活動者自身の自己負担を原則とする。
ただし、担当する会務遂行のために立場的に必要となる経費については、別途細則を設け、本会の負担とする。

第7章 会 則 等

第21条 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

第22条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

第8章 解 散

第23条 本会は、第1章第3条の目的を達成するか、存在の意義を認めないと判断したときは、総会において会員の総意をもって解散することができる。

第9章 附 則

1. 本会則は、1997年8月3日から施行する。
2. 本会則は、2004年8月21日に一部改正し、同年4月1日に遡って施行する。